

平成25年第6回美幌町議会臨時会会議録

平成25年11月11日 開会

平成25年11月11日 閉会

平成25年11月11日 第全号

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定
(諸般の報告) |
| 日程第 3 | 認定第 1号 | 平成24年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 4 | 認定第 2号 | 平成24年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 5 | 認定第 3号 | 平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 6 | 認定第 4号 | 平成24年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 7 | 認定第 5号 | 平成24年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 8 | 認定第 6号 | 平成24年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 9 | 認定第 7号 | 平成24年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 10 | 認定第 8号 | 平成24年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告) |
| 日程第 11 | 議案第 100号 | 動産の取得について(スクールバス) |
| 日程第 12 | 意見書案第10号 | 森林・林業・木材業施策の積極的な展開に関する意見書について |
| 日程第 13 | 意見書案第11号 | 重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉からの即時撤退を求める意見書について |
| 日程第 14 | 報告第 13号 | 専決処分の報告について |

○出席議員

- | | |
|------------------|------------------|
| 1番 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 大 江 道 男 君 |
| 3番 中 嶋 すみ江 君 | 4番 上 杉 晃 央 君 |
| 5番 早 瀬 仁 志 君 | 6番 松 浦 和 浩 君 |
| 8番 岡 本 美代子 君 | 副議長 9番 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 吉 住 博 幸 君 | 11番 橋 本 博 之 君 |
| 12番 宗 像 密 琇 君 | 13番 大 原 昇 君 |
| 議長 14番 古 舘 繁 夫 君 | |

○欠席議員

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

- | | |
|--------------|-----------------|
| 美幌町長 土谷 耕治 君 | 教育委員会 会長 沖田 滋 君 |
| 監査委員 高木 清 君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島学君
建設水道部長	磯野憲二君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	糸屋定春君
総務主幹	田村圭一君	財務主幹	矢萩浩君
契約財産主幹	村田純一君	耕地林務主幹	伊成博次君
建設主幹	高橋利明君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校給食主幹	石田勇一君
監査委員室長	石澤憲君		

○議会事務局出席者

事務局長	馬場博美君	次長	那須清二君
庶務係	猪本郁君		

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番中嶋すみ江さん、4番上杉晃央さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月5日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕平成25年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月5日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提出案件として議案1件、専決処分報告1件、議会提出案件として、9月定例会で付託された平成24年度決算認定について、一般会計等及び企業会計、両決算審査特別委員会より審査結果の報告、意見書案第10号として、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書、及び意見書案第11号として、重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉からの即時撤退を求める意見書であります。

なお、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書については、全道林活議連絡会からの要望を受けて提案すること

になったものであり、また、重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉からの即時撤退を求める意見書については、本年12月上旬に協定締結もと報道される緊迫した事態であることから、政府に対し、TPP交渉から直ちに撤退することを求める意見書を美幌町議会として提出しようとするものであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りとしたします。

円滑な議事運営に、議員各位の協力をお願いして、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時議会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承

知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（古館繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成25年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

動産の取得について、議案第100号は、スクーバス2台を購入するものであり、動産の取得の議決をいただきたいことであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

◎日程第3 認定第1号から

日程第8 認定第6号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第3 認定第1号平成24年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第2号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第3号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第4号平成24年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第5号平成24年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第6号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題とします。

この件につきましては、平成25年第5回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査の結果報告書の審査の結果以降について、職員に

朗読させます。

○事務局庶務係（猪本 郁君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)一般会計全般について。

平成24年度一般会計決算及び同特別会計決算について審査した結果、自主財源である町税や国庫支出金・道支出金の減少及び維持補修費、扶助費が増加する中、財政運営計画、行政改革実施計画に基づき、人件費の削減、徹底した経費の節減、行政のスリム化を図った結果、実質収支で1億1,035万5,000円の黒字となった。

また、経常収支比率76.5%、実質公債費比率12.0%及び将来負担比率20.2%となり、それぞれ改善された。

しかし、今後においても、町税収入の急速な回復が期待できない一方で、超高齢社会の到来による福祉や介護、医療に要する費用の増大、消費税率増加に伴う消費の冷え込みと景気のさらなる後退による経済活動の停滞など、極めて厳しい状況となっており、なお一層の財源確保に向けた取り組みの推進と、財政運営計画及び行政改革実施計画の着実な実行により、住民サービスの維持・向上に努めながら、必要最小限の費用で、将来世代へ過度の負担を残さない未来に責任を持った持続可能な財政運営に努めていただきたい。

(2)未収金対策等について。

各種未収金の収納確保に当たっては、町税等収納向上対策本部において、毎年度収納目標を設定し、一斉催告及び集中個別訪問徴収などの実施により、町全体の未収金総額は3億4,702万4,000円で、前年度対比2,862万8,000円の減額となり、収納向上に努力されている。今後においても、負

担の公平性と適正化を図るため、悪質滞納者への毅然とした対応を行うとともに、生活困窮者及び徴収が著しく困難な滞納者に対する債権管理の適正化及び効率化を図るため、債権管理条例や行政サービス制限条例の早期の制定など、全庁挙げて取り組まれない。

(3)業務委託契約について。

町発注の委託業務について、過去においても指摘している積算基準が全庁的に統一されておらず、事務処理を含め適正な執行を図るため、早急に基準等を設けられたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君） 一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

11番橋本博之さん

○11番（橋本博之君）〔登壇〕 委員長の口頭報告。

2点について行います。

一つ目といたしまして、行政評価等について。

美幌町自治基本条例が、平成23年4月1日に施行され、2年6カ月が経過しました。この間、自治基本条例に基づいた住民投票条例の制定やまち育出前講座など、新たな取り組みに対しては一定の評価をしますが、自治基本条例の目的は町民主体の自治を実現することであり、そのために必要な基本的事項及び制度を定め、本町の最高規範として位置づけられていることから、それぞれの取り組みを進めていく必要があります。

特に行政評価については、自治基本条例第38条第1項及び行政評価実施要綱に基づいて、平成24年度より試行導入をしています。早急に本格導入し、町財政運営に当たっていただきたい。

二つ目に、国民健康保険全般について。

国民健康保険の療養諸費が、前年度対比2.6%の増加、一般被保険者にかかわる高額療養費についても前年度対比9.3%の増加となっていますが、保険税の収納率の向

上、特別調整交付金の交付及び各種健診受診率向上等に努めた結果、平成24年度末国民健康保険基金残高は、3億6,048万4,000円となっています。

医療費の増加傾向が続く中、特定健診や各種健診の受診率の向上、町立国民健康保険病院及び町内開業医との連携、しゃきっとプラザなどの既存施設を活用した被保険者の健康増進のための対策を講じるなど、基金を活用した医療費削減に積極的な取り組みをしていただきたい。

以上で、口頭の報告を終了させていただきます。

○議長（古舘繁夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第 9 認定第7号及び

日程第10 認定第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 認定第7号平成24年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第10 認定第8号平成24年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。

この件につきましては、平成25年度第5回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査の結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○事務局次長（那須清二君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)水道事業会計について。

①給水収益について。

給水人口の減少及び節水意識の高まりなどにより、年間総配水量が年々減少する傾向にある中、豊幌地区の未普及地域解消に伴う配水管の新設などにより、年間総配水量は、前年度対比0.5%増加した。しかし、漏水及び新設管工事の試験による無収水量がふえたことにより、有収水量及び有収率は前年度より減少したが、当年度も全道で上位となっていることは評価する。

また、給水収益対策として、平成24年4月から大口使用者に対する特割料金を設定した結果、水道水の地下水転換の抑制が図られたが、増収までには至らなかった。今後においても給水収益の増収を図るため、大口利用者への啓発、地下水利用者の水道水への転換促進などにより、一層給水収益の増収を図り、安全で安定した水を適正な価格で供給するよう努力されたい。

②地震等の災害に強い水道づくりについて。

平成21年度から平成30年度までの基本計画である美幌町水道ビジョンにおいて、地震・落雷・濁水・管路災害の災害時の対策と計画的な耐震化事業を進める水道事業災害対策計画を策定しているが、基幹施設の耐震診断を行い、地震等の災害に対する整備の検討を早急に進められたい。

なお、水道ビジョンについて、4年を経過していることから、前期計画の見直しを行い、今後、後期計画に向けて消費税の改正などもあるため、耐震化事業などが実施できる

よう料金体系を含めて検討されたい。

(2)病院事業会計について。

①病院事業について。

患者数は、ここ数年減少傾向にあり、平成24年度も入院・外来ともに減少している。その結果、収支は、今年度も純損失となり前年度より悪化し、医業収益においても前年度を下回って、一般会計からの繰り入れにより対応している実情にあり、経営状況は依然として厳しい状況にあるが、休診日における集団の特定健診を実施し、受診率の向上に努め、さらには保健・医療・福祉などとの地域連携に対する取り組みについては評価したい。

また、未収金については、さまざまな方策を講じた結果、前年度からの未収金が減額となっていることも評価するが、悪質な未納者については時効もあるので、法的手段を含めて対応すべきである。

②収益確保対策について。

診療科については、人工透析及び手術による収益増はあるが、ここ数年減少傾向にある患者数について分析し、患者から意見を聞くなど、新たな診療科を含め対策を検討すべきである。

また、病床利用率低下の対応について、老老介護対応によるレスパイト入院の拡大を図るなど、病床利用率の向上に取り組み、医療機器についても年次的に更新しているので、その医療機器の活用を十分検討し、医業収益の確保に努められたい。

さらに、平成25年度に終了する不採算地区病院に対する特別措置打ち切りによる減収への対応について、早急に解決する必要がある。

③病院運営について。

今後においては、町内外の医療機関との病診連携・病病連携や保健・福祉と、さらに連携を強化し、病院経営の充実を図り、国保病院の院長を初め全職員が一丸となって、患者の立場に立った病院組織の抜本的な改革をすべきである。

また、公立病院として安定経営の効率化を図り、地域の中核医療機関の役割を認識し、町民の健康を守るために、なお一層の努力を期待したい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古館繁夫君） 企業会計決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

13番大原昇さん

○13番（大原 昇君）〔登壇〕 企業会計決算審査より、今、意見の報告とおりでありますけれども、補足意見といたしまして口頭報告いたします。

まず最初に、水道事業会計についてであります。

災害等による水道施設の耐震化については、多額の費用及び時間を要するので、水道ビジョン財政運営計画の前期計画の実施状況を点検し、後期計画において、消費税の改正時期にあわせ財政運営計画の見直しを行い、耐震化事業等を実施できるよう水道料金に一定の金額を付加し、建設改良積立を行うなど、料金体系の見直しを含め検討されたい。

二つ目、料金未納による給水停止の執行等においては、生活実態、住民票及び居住実態を確認するなど、他部局との連携を図りながら対応すべきである。

病院事業会計についてであります。

病診連携及び病病連携による地域医療連携室の開設や訪問診療の開始など、新しい取り組みについては評価するが、患者の信頼をさらに得るためにも看護師などが他病院や老人保健施設に出向き、人と人との関係、あるいは対応の研さんに努めていただきたい。

また、地方公営企業等経営アドバイザーからの意見を参考にして、組織改革についても推進していただきたい。

以上であります。

○議長（古館繁夫君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、認定第7号及び認定第8号について、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第11 議案第100号

○議長（古館繁夫君） 日程第11 議案第100号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の10ページでございます。

議案第100号動産の取得についてを御説明を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

資料1、議案第100号関係。

今回、平成26年3月末で福豊小学校の閉校並びに旭小学校への統合にかかわり、また、民間バスが運行しております古梅線の廃止に伴い、混乗化により当該地区を含む小中学生の登下校時におけますスクールバス2台の購入に当たりまして、議決をいただきたいというものでございます。

納入場所は、美幌町字稲美56番地3、給食センターでございます。

動産の概要の主なものとして、数量は2台。形式は、三菱TPG-BE640GSAでございます。主要諸元でございますが、車

両の大きさ、並びに車両総重量は記載のとおりでございます。性能では駆動方式、2輪駆動、乗車定員29名となっております。エンジンにつきましては、総排気量2,998cc、使用燃料につきましては軽油でございます。最高出力129キロワット(175PS)175馬力ということでございます。

次に、児童・生徒並びに混乗化により、地域の高齢者の方々の乗車もありますので、安全な乗降並びに走行するための主要な装備につきましては、バックモニター、降車中表示灯、全席シートベルト、ABS、乗降口両側手すり、電動補助ステップ、リミテッド・スリップ・デフとなっております。

このリミテッド・スリップ・デフは、積雪時や悪路等で、駆動輪の片方が空転した際に、もう一方に動力を伝えるための作動装置でありまして、特に積雪時におけます児童・生徒を安全に登下校させるためには必要な装置です。この作動装置を有する車両の取り扱い、三菱ふそうトラック・バス株式会社の1社であることから、随意契約としたところであります。

見積もり年月日につきましては、平成25年10月10日。

指名業者名は、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう北見支店でございます。

取得の金額は、1,528万8,000円です。

取得の相手方、北見市西三輪1丁目646番地4、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう北見支店、支店長廣岡幸人です。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限、本契約後140日とするもので、本日契約いたしますと、平成26年3月30日となりますが、日曜日のため翌日の31日が納入期限となります。

以上、御説明申し上げます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 1点ほど。納入日、日曜日にぶつかると、それを鑑みたら3月31日というふうにお聞きしました。これは4月1日からの対応だと私は思っているもので、できたら何も準備もなしで、言いたいのがわかるでしょう。ぶつつけ本番という理屈的には、そうならないといけないと思うのですよ。やっぱり早目にいただけるものであればいただいて、一、二回走ってみて時間をはかってみたり、卓上の計算ばかりではなくて、そういう意味では、これはちょっと質疑というよりも要望ということで、できる限り早く納車をいただいて、そういうことの検証をしていただきたいということで発言はやめておきますが、意を酌んでいただきたいということでもあります。

○議長(古舘繁夫君) 教育部長。

○教育部長(高木恵一君) 契約上は3月31日というふうになりますけれども、できるだけ早く納入していただいて、実証を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第100号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開を、10時45分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 意見書案第10号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 意見書案第10号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第13 意見書案第11号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 意見書案第11号重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉からの即時撤退を求める意見書についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

11番橋本博之さん

○11番（橋本博之君）〔登壇〕 意見書の概要を簡単に説明させていただきます。

TPPは、日本の参加メリットが不明瞭な上、農業、医療、雇用、食の安全、金融、地域経済、地財など、多方面に悪影響を与えるおそれがあり、これまでの貿易交渉とは質が異なります。国の主権や国民の暮らしを脅かす危険がありながら、十分な情報の開示がなされないまま進められてきました。

アメリカの財務省高官は、年内妥結は米政権の最優先課題だと発言し、甘利TPP担当

大臣は年内交渉妥結に向けて、交渉を加速する必要があるとの認識を各国と共有した。TPPもいよいよ最終段階にきたと示唆した報道もある中、TPP交渉で聖域と位置づけられた重要5品目の関税維持を求める従来の方針から転換し、品目ごとに撤廃できるかの検討に入ったとの報道もあります。

かつて政府は重要5品目など聖域、死活的利益確保を最優先し、確保できない場合は撤退も辞さないとの公約もあり、守るべきは守り、攻めるべきものは攻めるという基本は貫き通していただきたいというのが、この意見書の概要であります。

よって、以下の意見書を朗読させていただきます。

重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉からの即時撤退を求める意見書。

政府は7月23日マレーシアで開催された第18回TPP交渉に正式参加に当たって、秘密保護に関する書簡を参加各国と交換した。これにより、交渉中の条文、各国提案内容と関連文書、交渉に関する情報について守秘義務が課せられ、協定発効後も4年間秘密扱いされるとなっている。政府は「情報提供については……国民の皆様提供してまいります」との安倍首相の国会答弁や、「交渉により収集した情報については、国会は速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を」求める衆議院農林水産委員会決議にもかかわらず、国会や国民への情報提供を一切行うこともなく協定を締結しようとするものである。

政権与党（自民党）は、さきの参議院選挙で重要5農産物・586品目の関税を維持するとの公約に反し「重要5品目を含む約千品目の関税撤廃の可否」の検証作業を終了し、内容を国民に秘密にしたままTPP交渉の年内妥結に向けて「12月上旬シンガポールで政治決着」との緊迫した状況となっている。

そもそもTPPは、関税・非関税障壁の撤廃が大前提であり、食料自給や安全性の確保、医療への株式会社参入と国民皆保険制度

の崩壊、公共事業の地元企業優先発注の撤廃、不平等な I S D 条項の締結等、国民生活に重大な影響を与えることは明らかであり、一部の多国籍企業だけが利益を得る条約である。

美幌町は農業を基幹産業とする町であり、T P P 参加により年間 3 0 8 億円に上る経済損失が予想され、公的医療の撤廃等を含めて美幌町の存続と、町民生活に取り返しのできない打撃となることは明らかである。

よって、政府は重要 5 品目の聖域すら守れない T P P 交渉から直ちに撤退することを強く要望するものである。

以上。

○議長（古舘繁夫君） これから、本意見書案について、直ちに採決します。

この採決は、起立によって行います。

本意見書案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 1 4 報告第 1 3 号

○議長（古舘繁夫君） 日程第 1 4 報告第 1 3 号専決処分報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

1 3 番大原昇さん

○1 3 番（大原 昇君） これ相当賠償金額がかかるのかなと思っていたところ、意外と少なかったのほっとしているところですけども、このほかにこれから将来これだけで終わったのか、あるいはまたこの後、別な補償があるのかどうか。また、あるとすればいつごろ見込まれるのかだとか、あと金額なども予想されるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） まだ協議のやつがもう 1 件あります。これは個人のコンピューターに及ぼす影響にある損害賠償部分がまだ残っておりまして、協議の結果の部分は、うちのほうの部分と保険会社との部分の中で提示されまして、今、本人からの回答を待っている段階でございます。

金額等につきましては、今、継続ので大変申しわけありませんけれども、そういう状況で、解決時期につきましては、本人がどういう形の部分で納得されるかによりますので、そういった部分で推移を見守っている状況でございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） この北海道電力に対する損害額に対して、保険で補填される金額が確定していればお教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） この金額全額が保険適用でございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第 1 3 号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

これで、平成 2 5 年第 6 回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前 1 0 時 5 5 分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員